

## 「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

### 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける(「Tier N」から「Tier N+1」へ)ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP(事業継続計画)策定の助言等の支援も進めます。

#### (個別項目)

##### a.企業間の連携(オープンイノベーション、M&A 等の事業承継支援 等)

当社は、地域金融機関、医療・福祉機関、教育施設、スポーツ団体(パラ・パワーリフティング CLUB 等)、および音楽療法を実施する団体(With Music 倉吉)との連携を通じて、地域の健康づくりに資するサービスの共同開発を進めます。

また、シニア向け運動教室や障がい者スポーツ支援事業において、自治体・関連団体と協力し、地域の健康課題に対する解決策を共創します。

これらの取り組みを通じて、事業規模や業種の違いを超えた新たなパートナーシップを構築し、地域全体の価値向上に努めます。

##### e.健康経営に関する取組(健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施 等)

当社は、フィットネス・パーソナルトレーニング・エステ・栄養サポートを提供する健康産業事業者として、健康経営に関するノウハウを取引先へ積極的に共有します。

具体的には、姿勢評価・運動プログラム、メンタルケア、ダイエット指導、睡眠・生活改善、社内の健康促進活動に活用できる教材や講座の提供等を行い、取引先企業の従業員の健康維持・増進に寄与します。

さらに、定期的な健康イベントや体験会を共同で実施することで、地域の企業における健康意識の向上にも貢献します。

### 2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行(下請中小企業振興法に基づく「振興基準」)を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組みます。

当社は、下請取引に限定せず、企業規模や立場に関わらず全ての取引先との取引において、公正で透明性の高い取引慣行の維持に努めます。

#### ①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

## ②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを 60 日以内とします。

## ③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

## ④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

## 3. その他(任意記載)

当社は、サプライチェーン全体の共存共栄に向け、適正な価格決定およびパートナーシップ構築宣言の普及に努めます。

2025年11月27日

企業名：株式会社 ONE BRILLIANCE

役職：代表取締役

氏名：木田 卓也